

三鷹市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

(通則)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号）第39条（第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第145条、第167条、第180条、第180条の3、第187条、第203条、第215条、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。）及び第110条の2（第114条及び第134条において準用する場合を含む。）、三鷹市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年三鷹市条例第11号）第5条、第7条、第9条及び第11条、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第27条（第30条において準用する場合を含む。）、東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第41号）第38条（第52条において準用する場合を含む。）、東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第42号）第38条（第53条において準用する場合を含む。）、東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第98号）第36条（第51条において準用する場合を含む。）、東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年条例第51号）第38条（第53条において準用する場合を含む。）東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年東京都条例第112号）第54条の9（第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条、第159条、第164条の3、第171条、第181条、第196条、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。）、三鷹市第1号訪問事業についての指定事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第38条及び三鷹市第1号通所事業についての指定事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第35条の規定による事故が発生した場合及び次項に規定する場合の三鷹市（以下「市」という。）への事故報告（以下「報告」という。）は、この要領に定めるところによるものとする。

2 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項に基づく東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第39号）第27条の規定による事故が発生した場合、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は除く。）において事故が発生した場合の市への報告についても、この要領に定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、介護サービス又は宿泊サービス（以下「介護サービス等」という。）を提供するサービス提供事業者（以下「事業者」という。）が、利用者に対する介護サービス等の提供により事故が発生した場合に、事業者から市、当該利用者の家族（以下「家族」という。）及び居宅介護支援事業所へ報告するために必要な事項を定め、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし、次の各号に該当するものとする。

(1) サービスの提供中（送迎、通院等も含む。）に、利用者がけが又は死亡した場合

ア 転倒・転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、異食及び誤与薬等で医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）又は入院したものを原則とし、擦過傷や打撲など比較的軽

易なけがを除く。

イ 事業者側の責任や過失の有無によらず、利用者や第三者に起因するものを含む。

- (2) 感染症、食中毒、結核及びかいかいせんが発生した場合
- (3) 従業者による法令違反又は不祥事等が発生し、利用者の処遇に影響がある場合
- (4) 震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により、介護サービス等に影響する重大な事故が発生した場合
- (5) 市から特に報告を求められた場合
(報告事項)

第4条 報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 提出日、報告区分
- (2) 事故状況
 - ア 事故状況の程度
 - イ 死亡に至った場合死亡年月日
- (3) 事業所の概要
 - ア 法人名
 - イ 事業所（施設）名
 - ウ 事業所番号
 - エ サービス種別
 - オ 所在地
- (4) 対象者
 - ア 氏名、年齢、性別
 - イ サービス提供開始日
 - ウ 保険者
 - エ 住所
 - オ 身体状況（要介護度、認知症高齢者日常生活自立度）
- (5) 事故の概要
 - ア 発生日時
 - イ 発生場所
 - ウ 事故の種別
 - エ 発生時状況、事故内容の詳細
 - オ その他特記すべき事項
- (6) 事故発生時の対応
 - ア 発生時の対応
 - イ 受診方法
 - ウ 受診先（医療機関名、連絡先）
 - エ 診断名
 - オ 診断内容
 - カ 検査、処置等の概要
- (7) 事故発生後の状況
 - ア 利用者の状況
 - イ 家族等への報告（報告した家族等の続柄、報告年月日）
 - ウ 連絡した関係機関（連絡した場合のみ）
 - エ 本人、家族、関係先等への追加対応予定
- (8) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）
- (9) 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等）

(10) その他特記すべき事項

2 報告は、事故報告書（様式第1号）により行う。ただし、本条における報告の項目が全て記載されている書式であれば、代替して差し支えない。

（報告対象者等）

第5条 報告は、事故に関係する介護サービス利用者が、市の被保険者である場合及び事業所又は施設所在地が市内の場合に行うものとする。

（報告の手順）

第6条 報告は、おおむね次の手順によるものとする。

(1) 第一報

ア 事業者は、第3条の規定による事故が発生した場合、速やかに家族に連絡するとともに、第4条第1項第1号から第7号までに規定する事項について、事故報告書により三鷹市長（以下「市長」という。）へ報告する。また、利用に係る居宅介護支援事業所にも、同様の報告を行うものとする。

イ 緊急性の高いものは、電話等迅速な手段により仮報告を行うものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は、前号の第一報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理が終了した時点で第4条第1項第8号から第10号までに規定する事項を含む最終報告を事故報告書により行う。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報告とすることができる。この場合において、第4条第1項第8号から第10号までに規定する事項についても、記載する。

（対応）

第7条 市長は、前条第1号の規定による報告を受けた場合、当該事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。

2 市長は必要に応じて、東京都及び他の市区町村並びに東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月17日から施行し、同年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。